

## 府用封筒の作製及び寄附に関する協定書(案)

会津若松市(以下「甲」という。)と  
寄附について次のとおり協定を締結する。

(以下「乙」という。)とは、府用封筒の作製及び

### (趣旨)

第1条 乙は、別紙「府用封筒仕様書」に基づき、府用封筒(以下「封筒」という。)を甲に納品し、甲は、乙から納品された封筒を使用するものとする。

### (使用期間)

第2条 使用期間は、原則として納入日の翌日から起算して1年間とする。

### (使用場所)

第3条 甲は、本府及び必要場所にて使用するものとする。

2 乙は、甲の指定する期日及び使用場所に封筒を持参又は送付するものとする。

### (協定期間)

第4条 協定期間は、協定締結の日から令和 年 月 日までとする。

### (封筒の規格及び数量等)

第5条 乙が納入する封筒の規格は長形3号封筒及び角形2号封筒とし、数量については、長形3号  
封筒 枚、角形2号封筒 枚を納入するものとする。

### (封筒の作製及び寄附)

第6条 乙は、甲から寄附受け入れ決定の連絡を受けた後に封筒を作製しなければならない。その際、広告内容及び封筒の色・形状等の仕様について、甲より修正の指示があった場合には、甲乙協議の上、これに応じるものとする。

2 乙が、前項の修正に応じられない場合は、甲は、乙に対して寄附受け入れ決定を取消し、この協定を解除することができる。

3 乙は、広告内容及び封筒の仕様について、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合には、すべての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとする。

4 甲は、寄附された封筒又は乙及び掲載された広告主に問題が生じた場合には、使用期間内であっても封筒の使用を中止することができる。

### (協定の解除等)

第7条 甲又は乙は、必要があるときは、協議の上、この協定の全部もしくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

### (甲の解除権)

第8条 甲は、第3条第2項に規定するほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この協定を解除することができる。

(1)協定の締結又は履行に関し、不正の行為があったとき。

(2)履行期限までに履行の完了の見込みがないとき。

(3)乙及び掲載された広告主が「会津若松市広告掲載等に関する要綱」に違反した場合、又は違反したことが判明した場合

(4)「会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱」に違反した場合、又は違反したことが判明した場合

2 前項の場合において、乙に損害が生ずることがあっても、甲はその責任を負わないものとする。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、この協定に関する権利義務を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面にて甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

### (協定の費用等)

第10条 この協定の締結に関し必要な費用は、乙の負担とする。

### (協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上これを定める。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 福島県会津若松市東栄町3番46号  
会津若松市  
代表者 会津若松市長 室井 照平

乙

代表者